

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号
株式会社 エフティグループ
代表取締役社長 石 田 誠

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場をお控えいただき、可能な限り書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月20日（月曜日）午後6時までにご到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月21日（火曜日）午前10時
※受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水 ソラシティカンファレンスセンター1階
sola city Hall（ソラシティホール）Room B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第37期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご了承いただきますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下の事項については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ftgroup.co.jp/ir/shareholders/>) に掲載しておりますので、本定時株主総会招集通知の提供書面には記載しておりません。
 - ・「社の新株予約権等に関する事項」
 - ・「会計監査人の状況」
 - ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・「連結注記表」
 - ・「個別注記表」
- したがって、本株主総会招集通知は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類又は計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類又は計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎ 本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたします。そのため、当日会場に入場できる株主様の人数を制限する場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
 - ◎ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。(ご来場の株主様は、マスクの持参・常時着用をお願い申し上げます)
 - ◎ ご来場の株主様で、発熱や体調不良が見受けられる方には、スタッフからお声かけさせていただく場合がございます。
 - ◎ 株主総会出席取締役及び運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ◎ 本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ftgroup.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会の招集に係る変更

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことに伴い、現行定款に第13条第2項を追加するものであります。

遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様利益に資するものと考えます。

なお、定款第13条第2項の効力発生は、本株主総会の決議に加え、株主様の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 株主総会資料の電子提供制度に係る変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容につきましては、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に臨時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して開示したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集の時期及び方法)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に臨時これを招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則) (場所の定めのない株主総会に関する経過措置) 第3条 第13条の変更は、産業競争力強化等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</p>
(新設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第4条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則本条は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3箇月を経過した日のいずれか遅い日以後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされ、意見陳述すべき特段の事項はないとの結論に至っております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (株)
1	くろやなぎ まこと 畔柳 誠 (1963年5月19日)	1987年3月 当社入社 1994年9月 同 取締役 2000年10月 同 取締役営業本部長 2002年3月 同 代表取締役社長 2005年4月 同 代表取締役社長執行役員CEO 2013年6月 同 代表取締役会長（現任） (現在に至る)	3,754,800
	〔取締役候補者とした理由〕 畔柳誠氏は、当社の代表取締役会長として当社グループ全体の経営を牽引し、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社グループの発展に貢献してまいりました。当社グループの持続的成長と企業価値の更なる向上のために同氏が必要であると判断し、取締役候補者としていたしました。		
2	いしだ まこと 石田 誠 (1967年11月1日)	1993年11月 当社入社 2005年6月 同 取締役執行役員COO 2011年6月 同 取締役執行役員ソリューション東日本事業部長 2012年6月 同 取締役常務執行役員ソリューション営業本部長 2013年6月 同 取締役専務執行役員ソリューション営業本部長 2015年6月 同 代表取締役執行役員社長ソリューション営業本部長 2017年4月 同 代表取締役執行役員社長法人事業統括本部長 2019年4月 同 代表取締役執行役員社長 2022年4月 同 代表取締役執行役員社長兼営業統括本部長（現任） (現在に至る)	327,900
	〔取締役候補者とした理由〕 石田誠氏は、当社の代表取締役社長としてグループ全体の事業及び経営に精通し、経営全般に関する豊富な経験と見識を有していることから、当社グループの発展に貢献してまいりました。当社グループの持続的成長と企業価値の更なる向上のために同氏が必要であると判断し、取締役候補者としていたしました。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (株)
3	あんどう のぶひこ 安藤 暢彦 (1971年5月8日)	1998年 8月 当社入社 2012年 4月 同 執行役員新規事業推進室長 2016年 6月 株式会社エフエネ代表取締役 (現任) 2019年 4月 当社執行役員ネットワーク事業本部エフエネ担当 2020年 4月 同 執行役員小売電力事業担当兼会長室担当 2020年 5月 T F エナジー株式会社取締役 (現任) 2020年 6月 当社取締役執行役員エネルギーコンサルティング事業部担当兼会長室長 2021年 4月 同 取締役執行役員会長室長兼小売電力事業担当 2022年 4月 同 取締役執行役員営業統括副本部長 (現任) (現在に至る)	44,700
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>安藤暢彦氏は、新規事業等の責任者及び子会社役員を歴任することで培った優れた知見により、当社グループの健全な運営と成長を支えてまいりました。その営業部門等に関する豊富な経験と知識により、今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			
4	はやし よしゆき 林 義行 (1968年7月27日)	2010年10月 当社入社 2012年 4月 同 財務経理部長 2014年 4月 同 執行役員財務経理部長 2015年 4月 同 執行役員コーポレート統括本部副本部長 2020年 5月 株式会社エフティコミュニケーションズ監査役 2021年 6月 当社取締役執行役員財務経理部長 (現任) 2021年 8月 株式会社ウォーターセレクト代表取締役 (現任) (現在に至る)	22,200
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>林義行氏は、財務・経営管理の分野における優れた知見により、当社グループの健全な運営と成長を支えてまいりました。その財務等に関する専門性及び豊富な経験と知識により、今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上への貢献が期待できると判断し、取締役候補者といいたしました。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数 (株)
5	おおほし ひろゆき 大橋 弘幸 (1976年6月19日)	2009年4月 2016年8月 2017年4月 2018年4月 2019年6月 2021年4月	株式会社光通信入社 株式会社M E モバイル取締役 (現任) 株式会社光通信 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部長 株式会社光通信 営業統括本部アライアンス・ファイナンス部執行役員 (現任) 当社取締役 (現任) 株式会社シック・ホールディングス取締役 (現任) (現在に至る)	—
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>大橋弘幸氏は、株式会社光通信及び同社グループの役員を務めるなど、会社経営やファイナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有し、今後も当社グループの持続的成長と企業価値向上についての確かな助言、重要な意思決定に十分な役割を期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。</p>				
6	ほつ しゅん 鮑 俊 (1989年8月17日)	2018年9月 2019年9月 2020年1月 2020年6月 2020年10月 2020年12月 2021年6月 2021年11月 2022年2月	株式会社光通信入社 株式会社レオコネクト取締役 (現任) 株式会社光通信ファイナンス部統轄部長 株式会社コネクトエージェンシー取締役 (現任) 株式会社H B D ファイナンス部統轄部長 (現任) 株式会社イーサポート 監査役 (現任) 株式会社ハルエネ取締役 (現任) 株式会社F W 取締役 (現任) 株式会社F R E E J O B 取締役 (現任) (現在に至る)	—
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>鮑俊氏は、株式会社光通信の管理部門責任者や同社グループの役員を務めるなど、会社経営やファイナンスに関する豊富な経験と幅広い見識を有し、当社グループの持続的成長と企業価値向上についての確かな助言、重要な意思決定に十分な役割を期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。</p>				

- (注) 1. 株式会社光通信は当社の親会社であり、当社は同社との間で「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」及び「資本提携契約書」を締結しております。
2. 大橋弘幸氏、鮑俊氏は当社の親会社である株式会社光通信の業務を執行しております。なお、株式会社光通信における地位及び担当につきましては、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
3. その他各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金などを当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名は本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数 (株)
1	おおしま としや 大嶋 敏也 (1979年9月20日)	2005年4月 株式会社光通信入社 2015年8月 同 管理本部長室部長 2017年5月 株式会社BOD取締役 2018年7月 株式会社光通信人事部長 (現任) 2019年6月 株式会社NFCホールディングス監査役 (現任) 2020年1月 株式会社エイチ・ティ・ソリューションズ代表取締役 (現任) 2020年6月 当社 監査等委員である取締役 (現任) 2021年4月 株式会社コア・コンサルティング・グループ取締役 (現任) 2021年6月 株式会社ビジネスパートナー監査役 (現任) 2021年6月 ライフティ株式会社監査役 (現任) 2022年3月 ABTS NON-BANK FINANCIAL INSTITUTION取締役 (現任) (現在に至る)	—
[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 大嶋敏也氏は、株式会社光通信の管理部門責任者や同社グループの役員を務めることで培った経営管理や財務分野における豊富な知識や経験に基づき、当社の監査等委員である取締役として、経営の重要事項の決定及び職務執行に対する監督などの役割を適切に果たすことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。			
2	はん だ しげる 半田 茂 (1966年4月7日)	1994年1月 相川税務会計事務所入所 2003年4月 半田会計事務所 開設 2005年4月 朝日税理士法人設立 代表社員 2009年6月 当社 監査役 2018年6月 当社 監査等委員である取締役 (現任) 2021年12月 朝日税理士法人パートナー税理士 (現任) (現在に至る)	—
[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 半田茂氏は、税理士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する専門的な知識及び豊富な経験並びに税理士法人のパートナー税理士として経営経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として、経営の重要事項の決定及び職務執行に対する監督などの役割を適切に果たすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数 (株)
3	くまべ やすまさ 隈部 泰正 (1973年6月2日)	2002年10月 弁護士登録（55期・東京弁護士会） はる総合法律事務所（旧飯田・栗宇・早稲 本特許法律事務所）入所 2010年1月 はる総合法律事務所パートナー弁護士（現 任） 2012年6月 当社 監査役 2015年12月 株式会社慶應イノベーション・イニシアテ イブ監査役（現任） 2018年6月 当社 監査等委員である取締役（現任） 2021年6月 株式会社NFCホールディングス社外監査 役（現任） （現在に至る）	—
<p>[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>隈部泰正氏は、弁護士としての職務を通じて培われた企業法務等に関する専門的な知識及び豊富な経験並びに法律事務所のパートナー弁護士として経営経験を有しており、当社の監査等委員である社外取締役として、経営の重要事項の決定及び職務執行に対する監督などの役割を適切に果たすことができるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 半田茂氏及び隈部泰正氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が選任された場合には、改めて両氏を独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は、大嶋敏也氏、半田茂氏及び隈部泰正氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。大嶋敏也氏、半田茂氏及び隈部泰正氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 半田茂氏及び隈部泰正氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により経済活動に大きな制約を受けながら推移しましたが、先進国を中心とするワクチン接種率の向上と行動規制の段階的緩和により経済回復への期待感が高まりつつあります。一方で、緊迫するウクライナ情勢や世界的な資源・エネルギー価格の高騰も顕著となっており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況のもと当社は、従業員のテレワーク及びオンライン商談、オンライン研修等を進め、新型コロナウイルス感染拡大の大きな影響を受けることなく、小売電力サービスを中心としたお客様から継続して利用料を頂く収益モデルであるストックサービスの拡大を方針として選択と集中を進めました。この取組みの中で、2022年2月に当社の連結子会社であった株式会社エフティコミュニケーションズの当社保有株式の全てを株式会社ICコーポレーションに対して譲渡しております。

当連結会計年度の業績は、売上収益が前年同期の41,329百万円から3,912百万円増加し、45,241百万円（前年同期比9.5%増）となりました。

営業利益は、前年同期の5,483百万円から900百万円増加し、6,383百万円（前年同期比16.4%増）となり、税引前利益は、前年同期の5,548百万円から926百万円増加し、6,475百万円（前年同期比16.7%増）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、前年同期の3,234百万円から1,579百万円増加し、4,814百万円（前年同期比48.8%増）となりました。

主なセグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

【ネットワークインフラ事業】

ネットワークインフラ事業では、小売電力・光回線等のお客様のインフラや節水装置等のストックサービスの企画・開発・販売・運営を行っております。

主力商品として拡販している小売電力自社ブランド「エフエネでんき」は、販売代理店による取次数が堅調に推移しており、契約数が順調に増加したこと

で、売上収益は前年対比で大幅に増加しました。セグメント利益では、光回線自社ブランド「ひかり速トク」、節水装置「JET」等は安定した収益源となっている一方、小売電力サービスにおいては日本卸電力市場（JEPX）での電力取引価格高騰の影響を受ける結果となりました。

以上により、売上収益は前年同期の20,805百万円から5,808百万円増加し、26,613百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の809百万円から1,830百万円減少し、△1,021百万円となりました。

【法人ソリューション事業】

法人ソリューション事業では、中小企業及び個人事業主向けにUTM（統合脅威管理：Unified Threat Management）・ファイルサーバ・セキュリティ商品・環境関連商品・情報通信機器等の販売・施工・保守サービスを行っております。

法人ソリューション事業においては、UTM・ファイルサーバー・情報通信機器の販売が引き続き堅調に推移しました。また、環境関連商品でLED照明の販売が引き続き堅調に推移し、ウイルス対策商品である光触媒による空気浄化装置の販売も順調に増加したことで、セグメント利益の増加に寄与しております。なお、セグメント利益には、株式会社エフティコミュニケーションズ等の関係会社株式売却益が含まれております。

以上により、売上収益は前年同期の19,210百万円から103百万円増加し、19,313百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の4,182百万円から3,583百万円増加し、7,766百万円となりました。

【その他事業】

ネットワークインフラ事業と法人ソリューション事業以外をその他事業として集約しております。

前連結会計年度において太陽光発電設備、蓄電池の販売・施工を主たる事業としていた株式会社アローズコーポレーション及び株式会社アレクソンの当社が保有する株式の全部を外部に譲渡しているため、前年同期に比べ売上収益及びセグメント利益ともに大幅に減少しております。

以上により、売上収益は前年同期の2,015百万円から1,990百万円減少し、24百万円となり、セグメント利益（営業利益）は、前年同期の825百万円から821百万円減少し、4百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は110百万円であります。

③ **資金調達**の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2022年1月に親会社である株式会社光通信との間で極度貸付契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度末における借入実行残高は3,000百万円となります。

④ **事業の譲渡、吸収分割または新設分割**の状況

当社は、2021年8月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、2021年10月1日付で連結子会社であった株式会社エフティコミュニケーションズの情報通信機器、LED照明等の保守サービス事業及びレンタル事業並びにOA機器のカウンターサービス事業を新設分割し、新たに設立した「株式会社F T コミュニケーションズ」に同事業を承継しました。

また、2022年2月18日開催の当社取締役会の決議に基づき、2022年3月1日付で連結子会社であった株式会社T R U S Tのインターネット事業をはじめとする各種事業の全部または一部を新設分割し、新たに設立した「株式会社F T W E B」に同事業を承継しました。

⑤ **他の会社の事業の譲受け**の状況

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継**の状況

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分**の状況

当社は、株式会社F T ビジネスS & S（現：T B S S マネジメント株式会社）の当社が保有する株式の一部を2021年7月に譲渡したことにより、当社の連結子会社から持分法適用関連会社となりました。

また、株式会社エフティコミュニケーションズの当社が保有する全株式を2022年2月に、株式会社T R U S Tの当社が保有する全株式を2022年3月にそれぞれ譲渡したことにより、当社の連結子会社ではなくなりました。

(2) 財産及び損益の状況

IFRS

区 分 \ 期 別	第 34 期 2018年度	第 35 期 2019年度	第 36 期 2020年度	第 37 期 (当連結 会計年度) 2021年度
売 上 収 益 (百万円)	45,658	45,887	41,329	45,241
親 会 社 の 所 有 者 に 帰 属 す る 当 期 利 益 (百万円)	3,846	3,897	3,234	4,814
基本的 1 株当たり当期利益 (円)	117.13	121.44	101.16	155.60
資 産 合 計 (百万円)	34,021	32,490	40,576	34,265
資 本 合 計 (百万円)	15,059	15,505	15,890	18,505

日本基準

区 分 \ 期 別	第 34 期 2018年度
売 上 高 (百万円)	45,833
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 (百万円)	3,733
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	113.68
総 資 産 (百万円)	30,878
純 資 産 (百万円)	14,753

- (注) 1. 第35期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。ご参考までに第34期についてもIFRSに準拠した数値を併記しております。
2. IFRS「基本的1株当たり当期利益」及び日本基準「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均株式数により算出しております。
3. 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社光通信であり、同社は当社の株式を間接保有分も含め17,610千株（議決権比率56.9%）保有しております。また、当社は親会社から取締役の派遣を受けております。

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当性はあると考えております。また、事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要はあると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社FTコミュニケーションズ	10百万円	100.0%	法人ソリューション事業
株式会社アイエフネット	100百万円	100.0%	光コラボレーションサービスの提供及びISP事業
株式会社エフエネ	30百万円	100.0%	電力サービス事業
株式会社ジャパンTSS	90百万円	100.0%	情報通信機器及び電気設備の施工・保守

(注) 1. 上記4社は、会社の資本金、売上高及び総資産、当社の議決権比率を参考に選択しました。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社4社を含め12社であります。当連結会計年度の連結売上収益は45,241百万円（前年同期比9.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は4,814百万円（前年同期比48.8%増）となりました。

④ その他

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① ストック収益の積み上げ

当社グループは、「ストック収益の拡大」を方針として、毎月着実に収益が見込めるストック型自社サービスの企画・開発・販売を行ってまいりました。小売電力サービス「エフエネでんき」「FTでんき」、光回線サービス「ひかり速トク」「FT光」、節水装置「JET」、ビジネスホン等の定額保守サービスに続く、市場ニーズにあった新たなサービスの企画・開発が必要と考えております。今後も継続的な取引を見据え、顧客満足度向上に向けたサポート体制の強化を図ってまいります。

② 小売電力事業の事業基盤の安定化

当社グループのストック収益の中でも大きな比重を占めている小売電力サービスにおいて、電力卸売市場での価格変動が当社グループの収益に大きな影響を与えるため、事業基盤の安定のため、継続的な資金調達と電力調達先の分散等による原価低減策の推進を図ってまいります。

③ 新規事業の開発と推進

当社グループの収益源の多様化並びに継続的な成長・拡大を図るためには、新規事業の開発と推進が必要であります。LED照明、空調機器、太陽光発電設備等の消費電力低減サービスに続く新たなサービスを企画すると共に、小売電力サービスにおけるセットプラン、新型コロナウイルス感染症の影響による環境変化を踏まえたウイルス対策サービス、今後さらなる拡大が予想されるIoT市場に適合する新たなクラウド型サービスの開発と推進に注力してまいります。

④ マーケットシェアの拡大

情報通信サービス・環境サービスにおいては、顧客のニーズは底堅いものがあるものの、同業他社との競争は激しさを増しております。その中でマーケットシェアを拡大するためには、当社の独自性を発揮し、他社との優位性を確保することが必要であります。顧客の業態やニーズに即した商品群の提案を通じて顧客満足度の更なる向上を図ると共に、パートナー企業の開拓をより一層強化し、既存事業とのシナジーが図れる企業を対象とした業務提携及び資本提携、M&A等によりマーケットシェアを拡大してまいります。

⑤ 人員の確保及び教育

ストック収益の積み上げ、マーケットシェアの拡大を行うためには、引き続き優秀な人員の確保と教育は必要不可欠な要素となっており、重要な課題であると考えております。人員の確保については新卒者の定期採用を継続すると共に、経験者をターゲットとする中途採用を拡充してまいります。社員教育については、オンラインによる研修等を進め、社員の階層に合わせた研修プログラムの構築を行うことにより教育強化に取り組んでまいります。さらに、従業員のテレワーク等の働き方改革を継続して進めると共に、ストック収益の拡大方針に合わせた人事制度の構築を行い、管理体制の充実と生産性の向上並びにコンプライアンス啓蒙を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業の種類別セグメントの名称		主要商品・サービス	主要な会社
セグメント	主な事業内容		
ネットワークインフラ事業	小売電力サービス	電力小売「エフエネでんき」「FTでんき」	(株)エフエネ
	回線サービス	光回線「ひかり速トク」	(株)アイエフネット (株)NEXT
	その他	節水装置「JET」、ウォーターサーバーの販売	エコテクスソリューション(株)
法人ソリューション事業	情報通信サービス	ビジネスホン、OA機器、ファイルサーバー、UTM等の販売施工保守	当 社 (株)FTコミュニケーションズ (株)ジャパンTSS (株)FTWEB
	環境サービス	LED照明、空調設備等の販売施工保守	当 社 (株)FTコミュニケーションズ (株)ジャパンTSS
その他事業	蓄電池サービス その他の販売	太陽光発電設備・蓄電池等の販売施工の取次	(株)FRONTIER

(6) 主要な事業所

① 当 社

本 社 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号

② 主要な販売拠点

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌 オフィス	北海道札幌市	吹田 営業所	大阪府吹田市
東北 営業所	宮城県仙台市	滋賀 オフィス	滋賀県草津市
盛岡 営業所	岩手県盛岡市	兵庫 オフィス	兵庫県三田市
福島 オフィス	福島県郡山市	岡山 オフィス	岡山県岡山市
関東 営業所	埼玉県さいたま市	高松 オフィス	香川県高松市
栃木 オフィス	栃木県宇都宮市	松山 オフィス	愛媛県松山市
御茶ノ水 営業所	東京都千代田区	九州 オフィス	福岡県福岡市
本社 営業所	東京都台東区	長崎 オフィス	長崎県諫早市
国立 オフィス	東京都国立市	大分 オフィス	大分県大分市
松本 オフィス	長野県松本市	鹿児島 オフィス	鹿児島県鹿児島市
関西 営業所	大阪府大阪市		

③ その他の拠点

名 称	所 在 地
カスタマサポート課	茨城県つくば市
柏コールセンター	千葉県柏市

④ 主要な子会社等

名 称	所 在 地
株式会社 FTコミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社 FTWEB	東京都千代田区
株式会社 ジャパン TSS	東京都中央区
株式会社 アイエフネット	東京都中央区
株式会社 NEX T	千葉県柏市
株式会社 アントレプレナー	東京都中央区
株式会社 FRON TIER	東京都中央区
株式会社 エフエネ	東京都中央区
エコテクソリューション株式会社	東京都千代田区

(7) 従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)	前期末比増減(名)
法人ソリューション事業	192 (23)	△493 (△34)
ネットワークインフラ事業	119 (12)	64 (△9)
その他事業	0 (0)	— (—)
全社(共通)	48 (2)	4 (△4)
合計	359 (37)	△425 (△47)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の()内は臨時従業員の年間平均雇用人員(平均8時間)であります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 従業員数の減少は、主として株式会社エフティコミュニケーションズの連結除外によるものであります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社光通信	3,000百万円
株式会社みずほ銀行	1,783百万円
株式会社千葉銀行	1,400百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 46,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 30,942,265株 (自己株式1,080,003株を除く。)
- (3) 株主数 6,067名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 光 通 信	13,740,000株	44.40%
畔 柳 誠	3,754,300株	12.13%
株 式 会 社 ブ ロ ー ド ピ ー ク	1,935,100株	6.25%
株 式 会 社 総 合 生 活 サ ー ビ ス	1,935,100株	6.25%
村 田 機 械 株 式 会 社	496,200株	1.60%
エ フ テ ィ グ ル ー プ 従 業 員 持 株 会	426,400株	1.37%
根 岸 欣 司	407,700株	1.31%
平 崎 敏 之	388,200株	1.25%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	376,600株	1.21%
石 田 誠	327,900株	1.05%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,080,003株保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 前事業年度末現在、主要株主であった株式会社ハローコミュニケーションズは、当事業年度末現在では主要株主ではなくなりました。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	畔 柳 誠	
代表取締役社長	石 田 誠	執行役員社長
取 締 役	佐 藤 政 志	執行役員ソリューション事業担当
取 締 役	安 藤 暢 彦	執行役員会長室長兼小売電力事業担当 株式会社エフエネ代表取締役 TFエナジー株式会社取締役
取 締 役	林 義 行	執行役員財務経理部長 株式会社ウォーターセレクト代表取締役
取 締 役	大 橋 弘 幸	株式会社光通信営業統括本部アライアンス・ファイナンス部執行役員 株式会社MEモバイル取締役 株式会社シック・ホールディングス取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 嶋 敏 也	株式会社NFCホールディングス監査役 株式会社エイチ・ティ・ソリューションズ代表取締役 株式会社コア・コンサルティング・グループ取締役 株式会社ビジネスパートナー監査役 ライフティ株式会社監査役 ABTS NON-BANK FINANCIAL INSTITUTION取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	半 田 茂	朝日税理士法人 パートナー税理士
取 締 役 (監 査 等 委 員)	隈 部 泰 正	はる総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社慶應イノベーション・イニシアティブ監査役 株式会社NFCホールディングス社外監査役

- (注) 1. 取締役(監査等委員)半田茂氏及び取締役(監査等委員)隈部泰正氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)半田茂氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)隈部泰正氏は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)半田茂氏及び取締役(監査等委員)隈部泰正氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
5. 2021年6月22日開催の第36回定時株主総会において、林義行氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
6. 山本博之氏、神山仁志氏、柏崎由隆氏は、2021年6月22日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
7. 当社は、監査等委員の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、監査等委員会との十分な連携と内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	辞任日	辞任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
島田理廣	2021年8月20日	執行役員副社長兼営業統括本部長
飯沼敬	2022年2月18日	執行役員ソリューション事業統括担当

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）との間で、会社法第427条第1項及び当社定款第29条の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該責任限定契約の内容の概要としては、次のとおりであります。

- ・取締役（業務執行取締役等を除く）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負うものとする。
- ・上記の責任限定が認められるのは取締役（業務執行取締役等を除く）がその責任の原因となった職務遂行に付き善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 役員等賠償責任保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社に属する取締役（監査等委員である取締役を含む）及び監査役、管理職従業員、役員と共同被告になった場合又は不当労働行為を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員

② 填補対象となる保険事故の概要

会社訴訟、株主代表訴訟等により被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償等を填補の対象としております。

③ 被保険者の実質的保険料の負担割合

当社が全額負担

(5) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額等

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11名 （一名）	163百万円 （一百万円）
取 締 役（監 査 等 委 員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	7百万円 （7百万円）
合 計	14名	171百万円

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬総額は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会において、賞与も含め年額600百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬総額は、2018年6月21日開催の第33回定時株主総会において、賞与も含め年額60百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. 2022年3月末現在の人員数は取締役（監査等委員を除く）6名（うち、無報酬0名）、取締役（監査等委員）3名であります。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に関しては、各取締役の職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。また、中長期的な目標の達成及び企業価値の増大を目指すために「ストックオプション制度」を導入しております。

各取締役の職責に応じた定額報酬及び賞与の支給額については、取締役会の授権を受けた代表取締役石田誠が各取締役の所管する部門の業績等を総合的に勘案のうえ決定し、取締役会へ報告しております。代表取締役に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の所管する部門や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役が原案についての決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額600百万円の枠内で支給するものとしております。

b. 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、当社グループ全体の監査の職責を負うことから、役位に応じて予め定められた定額報酬及び賞与で構成されております。

なお、定額報酬及び賞与につきましては、株主総会にて承認いただいた年間総額60百万円の枠内で監査等委員の協議により決定しております。

(6) 社外役員等に関する事項

- ① 他^①の法人等の業務執行者の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役（監査等委員）半田茂氏は、朝日税理士法人のパートナー税理士を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）隈部泰正氏は、はる総合法律事務所のパートナー弁護士を兼務しております。なお、当社と同法律事務所との間には特別な関係はありません。

- ② 他^②の法人等の社外役員の重要な兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係
社外取締役（監査等委員）隈部泰正氏は、株式会社NFCホールディングスの社外監査役を兼務しております。なお、当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	半 田 茂	当事業年度の取締役会には、17回中17回、また、監査等委員会には、12回中12回出席しました。主に税理士としての専門的見地から助言・提言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	隈 部 泰 正	当事業年度の取締役会には、17回中17回、また、監査等委員会には、12回中12回出席しました。主に弁護士としての専門的見地から助言・提言を適宜行っております。

⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要

高い独立性と専門的な知見に基づき、客観的にかつ適切な監視、監督を実施しています。会計監査人である三優監査法人及び内部監査部門と定期的に情報交換を実施しており、必要に応じて監査等委員会へ出席しております。内部監査部門との関係では、共有すべき事項について相互に連携・把握できるよう連携しております。

⑥ 当社親会社または当社親会社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産)		(負債)	
流動資産	25,273	流動負債	11,638
現金及び現金同等物	8,309	営業債務及びその他の債務	4,168
営業債権及びその他の債権	16,310	有利子負債	6,138
棚卸資産	127	未払法人所得税	479
その他の金融資産	206	その他の金融負債	8
その他の流動資産	318	その他の流動負債	842
非流動資産	8,991	非流動負債	4,121
有形固定資産	685	有利子負債	3,136
使用権資産	597	その他の非流動負債	488
のれん	183	繰延税金負債	497
無形固定資産	431	負債合計	15,759
その他の金融資産	2,394	(資本)	
繰延税金資産	127	親会社の所有者に帰属する持分	18,504
契約コスト	4,495	資本金	1,344
その他の非流動資産	75	資本剰余金	1,200
資産合計	34,265	利益剰余金	17,253
		自己株式	△ 1,294
		非支配持分	0
		資本合計	18,505
		負債及び資本合計	34,265

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上収益		45,241
売上原価		28,676
売上総利益		16,565
その他の収益	3,396	
販売費及び一般管理費	13,247	
その他の費用	331	10,181
営業利益		6,383
金融収益		181
金融費用		89
税引前利益		6,475
法人所得税費用		1,660
当期利益		4,814
当期利益の帰属		
親会社の所有者	4,814	
非支配持分	0	4,814

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結持分変動計算書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	
2021年 4 月 1 日残高	1,344	1,200	14,639	△ 1,294	—	15,890
当期包括利益						
当期利益			4,814			4,814
その他の包括利益					△ 252	△ 252
当期包括利益合計	—	—	4,814	—	△ 252	4,561
所有者との取引額等						
剰余金の配当			△ 1,949			△ 1,949
連結範囲の変動			2			2
自己株式の取得				△ 0		△ 0
利益剰余金への振替			△ 252		252	—
所有者との取引額合計	—	—	△ 2,199	△ 0	252	△ 1,947
2022年 3 月31日残高	1,344	1,200	17,253	△ 1,294	—	18,504

	非支配持分	資本合計
2021年 4 月 1 日残高	0	15,890
当期包括利益		
当期利益	0	4,814
その他の包括利益		△ 252
当期包括利益合計	0	4,562
所有者との取引額等		
剰余金の配当		△ 1,949
連結範囲の変動		2
自己株式の取得		△ 0
利益剰余金への振替		—
所有者との取引額合計	—	△ 1,947
2022年 3 月31日残高	0	18,505

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,436	流動負債	9,478
現金及び預金	5,001	買掛金	687
売掛金	1,343	短期借入金	4,000
リース債権	332	1年内返済予定の長期借入金	2,034
商品	64	1年内償還予定の社債	100
貯蔵品	20	未払金	1,229
前渡金	28	未払費用	29
前払費用	61	未払法人税等	98
関係会社未収入金	581	預り金	986
未収入金	639	前受収益	9
その他の他	391	賞与引当金	27
貸倒引当金	△29	その他の他	275
固定資産	22,969	固定負債	5,372
(有形固定資産)	27	長期借入金	5,232
建物	23	その他の他	140
機械装置及び運搬具	0		
工具、器具及び備品	3	負債合計	14,851
(無形固定資産)	64	(純資産の部)	
ソフトウェア	64	株主資本	16,286
その他の他	0	資本金	1,344
(投資その他の資産)	22,877	資本剰余金	1,231
投資有価証券	1,100	資本準備金	1,231
関係会社株式	2,138	利益剰余金	15,004
長期貸付金	301	利益準備金	24
関係会社長期貸付金	18,635	その他利益剰余金	14,979
差入保証金	641	繰越利益剰余金	14,979
繰延税金資産	59	自己株式	△1,294
その他の他	80	評価・換算差額等	254
貸倒引当金	△79	その他有価証券評価差額金	254
資産合計	31,405	新株予約権	13
		純資産合計	16,554
		負債及び純資産合計	31,405

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		7,763
営業収益		
関係会社受取配当金	1,717	
業務受託手数料	1,278	2,995
売上高及び営業収益合計		10,758
売上原価		4,084
売上総利益		6,674
販売費及び一般管理費		2,667
営業費用		1,106
販売費及び一般管理費並びに営業費用合計		3,773
営業利益		2,900
営業外収益		
受取利息及び配当金	200	
受取家賃	102	
その他	27	329
営業外費用		
支払利息	96	
支払手数料	0	
貸入原価	93	
その他	3	194
経常利益		3,036
特別利益		
関係会社株式売却益	3,659	
その他	94	3,753
特別損失		
固定資産除却損失	3	
減損損失	7	
投資有価証券評価損	206	
その他	6	223
税引前当期純利益		6,566
法人税、住民税及び事業税	604	
法人税等調整額	74	679
当期純利益		5,887

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
2021年4月1日残高	1,344	1,231	1,231	24	11,047	11,072	△1,294	12,353
会計方針の変更による累積的影響額					△5	△5		△5
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,344	1,231	1,231	24	11,041	11,066	△1,294	12,348
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△1,949	△1,949		△1,949
当期純利益					5,887	5,887		5,887
自己株式の取得							△0	△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	3,937	3,937	△0	3,937
2022年3月31日残高	1,344	1,231	1,231	24	14,979	15,004	△1,294	16,286

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年4月1日残高	362	362	13	12,730
会計方針の変更による累積的影響額				△5
会計方針の変更を反映した当期首残高	362	362	13	12,724
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△1,949
当期純利益				5,887
自己株式の取得				△0
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額(純額)	△108	△108	△0	△108
事業年度中の変動額合計	△108	△108	△0	3,829
2022年3月31日残高	254	254	13	16,554

(注) 金額表示については、百万円未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エフティグループ
取締役会

御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 亘 人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川村 啓 文
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エフティグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社エフティグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社エフティグループ
取締役会

御 中

三 優 監 査 法 人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 岩 田 亘 人
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 川 村 啓 文
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エフティグループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社エフティグループ 監査等委員会

監査等委員 大嶋 敏也 ㊟

監査等委員 半田 茂 ㊟

監査等委員 隈部 泰正 ㊟

(注) 監査等委員半田茂及び隈部泰正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

配当金領収証で配当金をお受け取りの株主様へ

口座振込による配当金受取のご案内

口座振込による配当金受取は
もらい忘れなし
銀行窓口に行く必要なし

お手続きは「カンタン」、
配当金振込指定書をご提出いただくだけで手続完了。

- 配当金振込指定書には、お届印を押印いただきます。
- ※ご住所・お届印等の変更・喪失等の場合は、別途お手続きをいただきます。

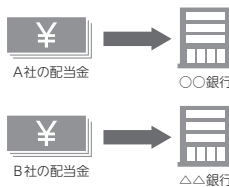
口座振込による配当金受取方法には次の**1**～**3**の方式がございます。
株主様のニーズに応じてお選びください。

銀行口座
で受領する

1 個別銘柄指定方式

銘柄ごとに銀行等の口座を指定し、
配当金をお受け取りいただける方式
です。

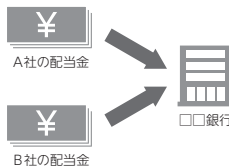
- ※銘柄によっては、ゆうちょ銀行の貯金口座をご指定
いただけます。
- 銘柄ごとにお手続きが必要です。



2 登録配当金受領口座方式

すべての銘柄の配当金を、あらかじめ
ご指定いただいた1つの銀行等の
口座で配当金をお受け取りいた
だける方式です。

- ※ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。
- ◎一回のお申込みで、所有されているすべての銘柄
のお手続きができます。



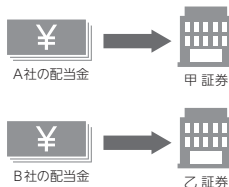
証券口座
で受領する

保有株式の管理口
座が信託銀行の
特別口座の場合、
3は選択できません。

3 株式数比例配分方式

お取引の証券会社の証券口座で配
当金をお受け取りいただける方式です。

- [NISA] 少額投資非課税制度において、
配当金等の非課税の適用を受けるた
めには、本方式（株式数比例配分方式）を
ご選択いただく必要があります。



特別口座を除き、お手続き・お問い合わせはお取引の証券会社へ

特別口座とは 株券電子化実施時に株券を預託していなかった株主様の権利を保全するために、発行会社の申出により株主様名義で開設した暫定的な口座であり、この口座で株式を売買することはできません。

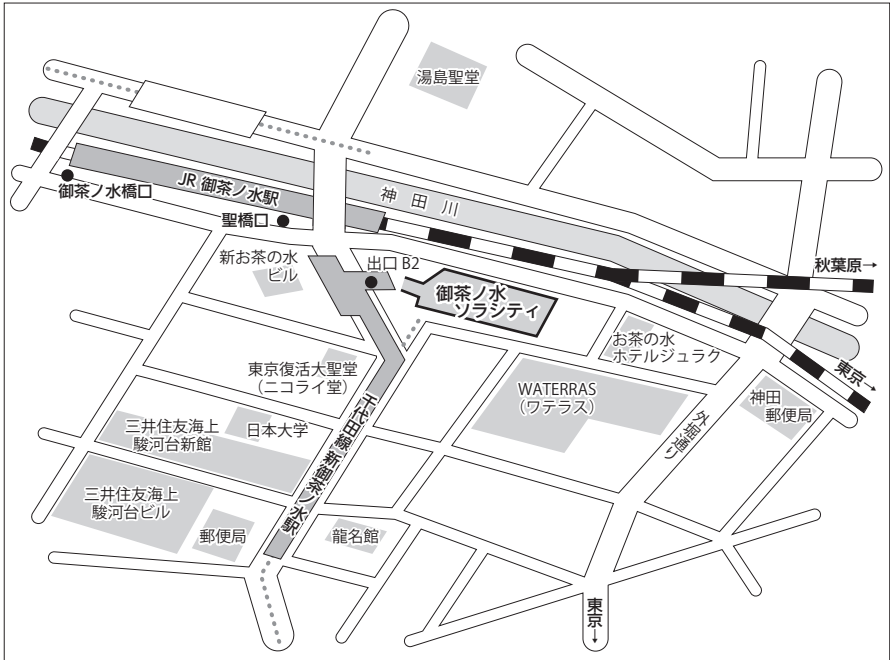
- 特別口座の方は下記フリーダイヤルにてご郵送、またはみずほ信託銀行本・支店でもお手続き可能です。（お届印が必要です）
- ※お手続き場所についてご不明な場合は、下記フリーダイヤルまでお問合せください。

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-288-324 受付時間：平日9:00～17:00（土曜・日曜・祝日・銀行休業日を除きます）
【郵送物送付先】〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
御茶ノ水 ソラシティカンファレンスセンター1階
sola city Hall (ソラシティ ホール) Room B
連絡先 03-6206-4855



〔交通のご案内〕

- JR中央線・総武線御茶ノ水駅 聖橋口 徒歩1分
- 地下鉄千代田線新御茶ノ水駅 出口B2 直通